

## 高齢者住宅改造助成事業利用のご案内

「高齢者住宅改造助成事業」は、高齢者の方々が暮らしやすいように住まいの段差を解消したり手すりをつけたりする場合、その改造費用に対し、20万円を限度としてその一部を助成する制度です。

### 対象となるのは

本市に住所を有し、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者がいる世帯で、「身体状況などにより住宅改造が必要であると認められ」、かつ、「所得要件に該当する」世帯です。

※所得要件…対象高齢者及び対象高齢者と同居する親族等全員の市町村民税が非課税である世帯

### 対象住宅

持ち家又は借家

なお、借家については所有者の承諾を得る必要があります。

### 助成対象工事の内容

便所・浴室・玄関・廊下・階段・台所・居室等を高齢者の身体状況などに応じて必要な改造をするための工事。

例えば、

- ・ 手すりの取り付け
- ・ 段差の解消
- ・ 引き戸等への扉の取り替え
- ・ 和式便器から洋式便器等への取り替え
- ・ 入浴を容易にするための浴室の工事 など

※高齢者の身体状況などにより改造が必要と認められる場合に助成対象となります。また、工事内容により助成限度などを設定している場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**※工事着手する前に、必ず事前にご相談下さい。**  
**工事着手後の申請は、助成できませんのでご注意下さい。**

※新築や増築を伴う工事は、対象となりません。

## 助成基準額

助成対象経費(対象工事として認められた改造に要する経費)又は20万円のいずれか低い方の額が助成基準額となります。

※なお、一世帯当たりの助成基準額は、20万円が上限です。

## 助成額

助成額は、対象となる世帯(改造工事を行う住居にお住まいの方全員)の住民税の課税状況によります。(助成額は千円未満切捨て)

| 当該年度の住民税課税状況 | 助成額         |
|--------------|-------------|
| 生活保護世帯       | 助成基準額の全額    |
| 非課税世帯        | 助成基準額の 9/10 |

※上記以外は、助成対象外となります。

※4月1日から5月31日までの申請については前年度の住民税の課税状況によります。

## 申込み(事前相談)に必要なもの

- ・ 工事見積書
- ・ 工事箇所の図面(改造前と改造後の平面図・立面図)
- ・ 工事前の写真(日付表示)
- ・ 使用する製品(便器、浴槽など)のカタログの写し
- ・ その他(事前相談票など)

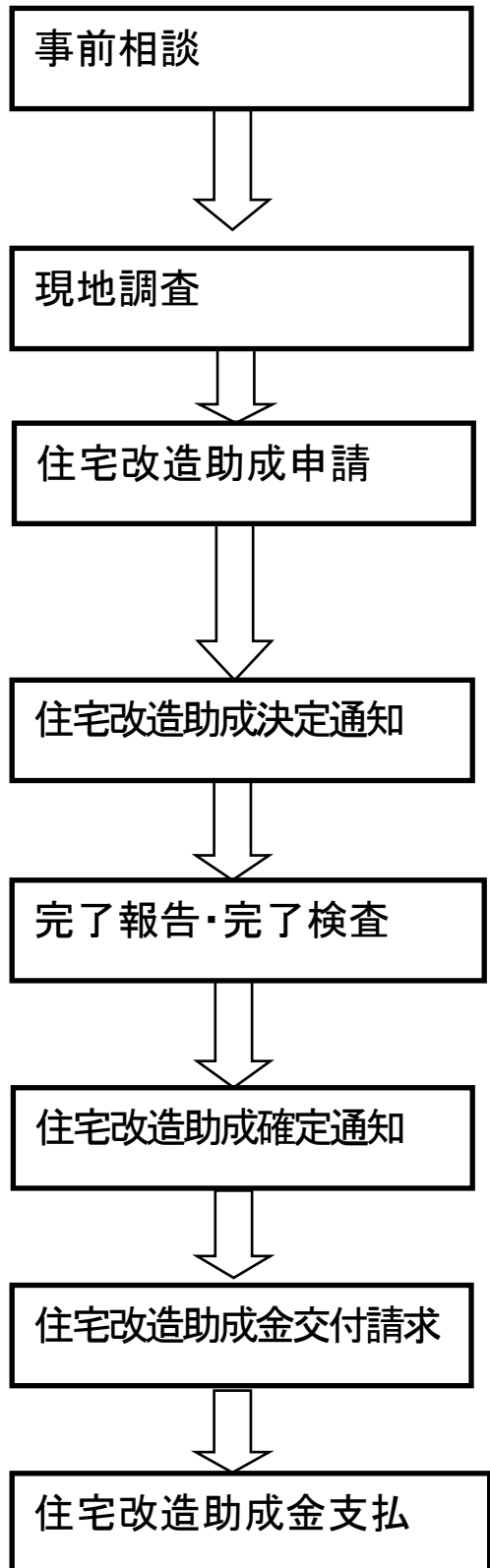
※後日、市担当者等が訪問し、高齢者の身体状況等を聞き取り調査すると共に、工事施工事業者と現地調査を行います。

※詳しい流れは、次ページの「ご利用の流れ」のとおりです。

(お申込み・お問い合わせ先)

河内長野市役所 いきいき高齢・福祉課 高齢者支援係  
電話 0721(53)1111

# ご利用の流れ



工事見積書・工事箇所の図面(平面及び立面図)・工事前の写真(日付表示)・使用する製品(便器、浴槽等)のカタログの写しを用意し、いきいき高齢・福祉課で住宅改造助成事業利用の事前相談を行ってください。

対象者・工事施工事業者・市担当者等の立ち会いで現地調査を行います。

現地調査の結果、工事が必要と認められる場合は、住宅改造助成申請書を工事見積書・工事箇所の図面(平面及び立面図)・工事前の写真(日付表示)・使用する製品(便器、浴槽等)のカタログの写しを添え、いきいき高齢・福祉課に提出してください。

住宅改造助成決定通知書を対象者宛に郵送します。決定通知後、工事に着手してください。

工事完了後、直ちに住宅改造工事完了報告書を工事施工事業者が発行した請求書の写し(領収書の写し)・工事箇所の写真(日付表示)を添え、いきいき高齢・福祉課に提出してください。完了報告に基づき、完了検査を行います。

完了検査後、住宅改造助成の確定を行い、対象者宛に、住宅改造助成確定通知書及び住宅改造助成金交付請求書と口座振替支払依頼書を郵送します。

住宅改造助成金交付請求書と住宅改造助成確定通知書の写し(原本証明)と口座振替支払依頼書を添えて、いきいき高齢・福祉課に提出してください。

住宅改造助成金交付請求に基づき、指定の口座へ振り込みします。